

## (仮称) 栗子山風力発電事業環境影響評価準備書について

本事業は、山形県米沢市に属し、同市と福島県福島市の境界付近の栗子山の南側山稜上約260ヘクタールの対象事業実施区域内に、ローター直径最大約136メートル、全高最大約168メートルの風力発電機を最大10基設置し、出力が最大34,000キロワットの風力発電所を整備する計画である。

対象事業実施区域の南側約1.2キロメートルでは1件4基の風力発電所が、南東側約5.1キロメートルでは1件9基の風力発電所が、それぞれ稼働している。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

## 1 総括的事項

- (1) 「事業計画策定ガイドライン」(資源エネルギー庁)や、本年4月に施行された改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、新たに策定された「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)を踏まえ、関係市町村や住民等、関係者に対して丁寧な説明を行うなど、適切なコミュニケーションにより、合意形成を図るとともに、住民との協議事項や説明会等の内容について透明性の確保に努めること。

影響が及ぶと考えられる住民等へ設置計画や災害対策等の周知に努めるとともに、事業計画の周知については環境影響評価図書の縦覧のみならず、戸別訪問や説明会の開催、インターネットの活用等により実施すること。また、周辺地域のみならず、関係市町村住民への説明会を行うなどして事業計画に対する理解と合意形成を図ること。

- (2) 環境影響評価書(以下、評価書という。)の記載は、平易な表現や図を用いる等、住民等に分かり易い内容を工夫するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、住民等の理解促進のために情報公開に努めること。
- (3) 対象事業実施区域周辺で新たに計画される事業の環境影響評価において、累積的な影響を検討する上で、本事業の環境影響調査に係る情報を求められた場合、必要に応じて提供すること。
- (4) 最新の知見や環境対策を用いて事業を行い、工事中又は供用中に、評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

## 2 個別的事項

- (1) 大気環境について

風力発電機等を、小名浜港から対象事業実施区域まで輸送する計画であることから、建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺に存在する環境の保全についての配慮が特に必要な住宅及び学校等の施設周辺における生活環境の保全

に支障を及ぼさないよう、環境保全措置を徹底すること。

また、工事時間は早朝及び深夜等を避け、周辺住民の生活環境に影響が生じないように配慮すること。

## (2) 騒音・振動等について

ア 騒音の環境基準の考え方について、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例基準を適用することによる基準を達成していることのみを説明するのではなく、静穏な環境に対してどのように配慮するかについて、周辺住民等へ丁寧な説明を行うこと。

イ 騒音及び低周波音の感じ方には個人差があり、住宅等の立地環境や住民の居住環境も異なることから、周辺住民の懸念や相談に真摯に対応し、本事業の工事及び供用による周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

## (3) 水環境について

ア 対象事業実施区域は福島市水道水源保護条例に基づく「摺上川ダム水源保護地域」に一部隣接しているため、発電機倒壊や転倒、山林火災等の事故が生じた場合においても水質への影響が出ないように、発電施設及び付帯設備の設置場所を保護地域からの離隔も含めて検討すること。また、設置場所の決定にあたっては、福島市とも調整を図ること。

イ 流域の汚濁防止による水環境保全のため、沈砂池・布団籠等の適正容量を確保するとともに、布団籠の構造及び効果、濁水流出防止設備の維持管理条件を評価書に記載すること。また、土砂流出防止対策、放射性物質対策及び残土処理についても、適切に対応すること。

ウ 工事中及び供用中の油類、塗料、農薬、薬品等の河川への流出、地下浸透を含む水質事故等に対して、通報体制の構築及び応急措置の計画を含めた万全の備えをすること。また、水質事故の発生時には、関係機関へ速やかに通報するとともに、流出した物質の除去等の事故処理を行い、その結果を関係機関へ報告すること。

## (4) 地形及び地質について

ア 対象事業実施区域には地すべり地形等が含まれていることから、地質調査等を踏まえた検討結果を評価書に記載すること。

イ 工事中又は供用中の、周辺農地への降雨等に伴う土砂の流出、土地の崩壊、その他の災害の発生により、営農の妨げにならないよう、流域面積や流末処理を考慮した流出抑制施設の設置等、十分な災害防止対策等を講じること。計画の段階で予見できなかった問題が生じた場合は、追加的な環境保全措置を検討の上、関係機関と協議し早急に実施するとともに、営農者や地域住民、関係団体等に十分な説明を行い理解を得るよう努めること。

ウ 森林伐採においては、土壌フィルター効果を可能な限り維持できるよう留意する

とともに、山腹崩壊等による土砂災害及び放射性物質の流出等が生じないように、環境保全措置を徹底すること。また、法面の崩壊等を防止する観点から、適正な構造とするとともに、植栽を行う場合は土着種を適用すること。

#### (5) 動植物・生態系について

ア 森林の伐採や土地の改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮等、現地調査の結果を事業計画に反映したうえで、環境保全措置を徹底し、対象事業実施区域及びその周辺の動植物・生態系への影響を最大限低減すること。また、事後調査等により、生態系への影響が確認された場合、専門家の意見や関係機関との協議を踏まえ、必要に応じて事業の変更等や追加的な環境保全措置を講じること。

イ イヌワシに対する予測結果について、改変による生息環境の減少・喪失の影響は小さいとしており、また、移動経路の遮断・阻害については迂回可能な空間は確保されていることから影響は小さいとしている。一方で調査の結果では、対象事業実施区域周辺において、年間を通してイヌワシの探餌飛翔が確認され、調査地域の中でも特に飛翔軌跡が集中した結果となっている。また、餌資源であるノウサギ及びヤマドリの確認地点から、尾根筋に広がっている低木群落及び雪崩地自然群落がイヌワシの探餌空間になっている可能性が高く、調査地域内でも同様の群落が本事業実施区域内に集中して分布している。そのため、対象事業実施区域は、イヌワシの主要な採食地であることが推察される。以上を踏まえ、本事業がイヌワシの探餌飛翔を妨げ、生息地喪失の一因となることがないように、適切に影響予測を見直した上で、専門家の意見や関係機関との協議を踏まえ、風力発電機の配置等に係る事業計画の見直しや、追加的な環境保全措置を検討し、評価書へ記載すること。

ウ 対象事業実施区域近傍にイヌワシの営巣地が存在する可能性があることについて、イヌワシに対する適切な影響予測のため、その有無を明らかにするための追加調査を継続すること。

エ イヌワシの追加調査について、最終的な結果を取りまとめ、評価書へ記載すること。追加調査において対象事業実施区域やその近傍でイヌワシの繁殖等が確認された場合は、改めて影響予測を行い、専門家の意見や関係機関との協議を踏まえ、対象事業実施区域あるいは風力発電機の配置等に係る事業計画の大幅な見直しや、追加的な環境保全措置を検討すること。

#### (6) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

ア 対象事業実施区域東方の福島市市街地の信夫山烏ヶ崎展望デッキ等及び対象事業実施区域南方の一切経山からのフォトモンタージュ等による立体的な景観シミュレーション調査の実施を検討すること。

また、風力発電機の塗色を難視認性のものとする等により景観影響の低減を図るとともに、景観シミュレーション調査の結果について関係市へ報告した上で、住民説

明会での周知等により、住民の理解を得るよう努めること。

イ 施工中は緑化シートや木質チップの敷設、植栽等の緑化対策を速やかに実施することにより、山の土壌が露出する期間が長くないよう努めること。

ウ 人と自然のふれあいの場の調査において、実際にその場で活動している団体等へのヒアリング結果について、評価書へ記載すること。また、普遍的な価値観のみならず、山岳信仰等その地域特有の価値についての評価も評価書へ記載することを検討すること。

#### (7) 放射線の量について

沈砂池の浚渫土砂を対象事業実施区域外へ搬出する場合には、放射性物質濃度を測定し、高濃度ではないことを確認した上で搬出すること。また、放射性物質を含む濁水が流出することのないよう、環境保全措置を確実に実施すること。

### 3 その他の事項

(1) 事業実施にあたっては、大規模な森林の皆伐による森林が持つ保水力の低下、土砂災害発生リスクの増加、動植物の生態系の変化、緑豊かな景観の喪失、市民の人命や財産及び地域資源に与える影響が危惧されていることに留意し、施工において排水工事を先行実施する等、災害防止に努めること。

また、対象事業実施区域の周囲に保安林が存在しているため、森林が持つ水源の涵(かん)養機能、土砂流出防止機能等に影響を及ぼすことがないように十分に配慮すること。

(2) 供用中の巡回や設備のメンテナンスを徹底し施設の維持管理、安全管理、事故防止等に努めること。

(3) 本事業が脱炭素社会推進に貢献できる点について、系統連係・増強及び蓄電池活用等の考え方や、火力発電等による発電量調整及び出力変動・抑制を踏まえ、可能な限り具体的に示すこと。